

令和6年度「やさしい日本語」でゴミ拾い事業運営業務仕様書（案）

長野県県民政策課

この仕様書は、長野県（以下「県」という。）が標記業務を委託するにあたり、その仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

第1 業務名

令和6年度「やさしい日本語」でゴミ拾い事業運営業務（以下「本業務」という。）

第2 業務の目的

外国人とのコミュニケーションツールの1つでもある「やさしい日本語」について、市町村職員を対象とした講座を実施することで、行政機関への普及を進める。また、ゴミ拾いを通じて地域貢献に関与することで、外国人が地域社会に溶け込む機会を創出する。さらには、ゴミ拾いイベントでの「やさしい日本語」によるコミュニケーションにより、日本人と外国人の交流の促進を図る。

第3 業務の実施期間

契約日から令和6年11月29日まで

第4 業務の実施場所

安曇野市内

第5 業務の概要

(1) 「やさしい日本語」講座

日 時 令和6年9月10日（火）午後

時間・回数 1.5時間×2回

会 場 安曇野市役所

講 師 ①（一財）自治体国際化協会が認定する多文化共生マネージャー（予定）
②アルファサード株式会社（市導入のやさしい日本語のシステムの会社）

対 象 安曇野市職員（全員対象）

方 法 対面・オンライン

内 容 ①基礎的な「やさしい日本語」の講義及び演習
②安曇野市役所で全庁的に導入している「やさしい日本語」に係るシステムに関する説明会

そ の 他 ・会場のネット回線や機材については、安曇野市庁舎のものを使用。
・多くの職員に受講してもらうため、2回に分けて行う。（2回目は1回目の録画視聴でも可）

(2) ゴミ拾いイベント

日 時 令和6年10月12日（土）10：00～13：00（時間は予定）

会 場 安曇野市堀金公民館講堂及び堀金体育館サブアリーナステージ（予定）

対 象 日本人住民、外国人住民（定員40名程度）

内 容 ①ゴミ拾いを通じた交流創出イベント（1時間程度）

グループに分かれ、会場周辺のゴミ拾いを行う。ゲーム感覚で楽しくで

きるものを想定。

②分別方法について学ぶ講座の実施（1時間弱程度）

ゴミ拾いイベントを実施後、ごみの分別方法について学ぶ機会を設ける。
クイズ形式にするなど、参加型で学べるものを想定。

③振り返り及び表彰式（20分程度、～12時頃まで）

①と②をゲーム方式で行い、その結果を発表し表彰を行う。また、参加者に感想を発表してもらうなど、イベントの振り返りを行う。

④自由時間（30分～1時間、～13時まで）

帰りの送迎バスの出発時間まで、環境フェアを巡る自由時間を確保する。

- そ の 他
- ・大型バスによる会場への送迎を行う。（明科駅9時発～田沢駅～安曇野市役所～豊科駅～会場9時30分着）
 - ・③の振り返り終了後、環境フェアや周辺施設を巡るための自由時間を設けたのち、帰りの送迎バスを運行する。（会場13時発～豊科駅～安曇野市役所～田沢駅～明科駅13時30分着）
 - ・会場のネット回線や機材については、可能な限り施設備品を使用する。
 - ・同日に同会場では、安曇野市環境フェア2024が開催されており、その中のひとつのイベントとしての位置づけになる予定。
 - ・長野県職員、安曇野市職員及び安曇野市国際交流協会会員も運営スタッフとして参加予定。（計10名程度）
 - ・雨天時は屋外イベントを中止し、ゴミの分別等を学びながら、交流ができるイベントを屋内で開催。
 - ・イベント参加中に被る傷害事故等を補償する保険（レクリエーション保険等）への加入をする。

第6 業務の内容

(1) 講座・イベント等の開催に係る事項

- ア 講師、スタッフ等運営に係る人員の確保（謝金・旅費の支払いを含む）・連絡調整
- イ 実施会場の確保（安曇野市人権共生課と調整）
- ウ 講座・イベント等に必要な物品の確保
- エ 講座・イベント参加者の名簿管理・連絡調整
- オ 講座・イベントの開催・運営
- カ イベント参加者の交通手段の確保（送迎バスの手配・当日の運行）
- キ 参加者アンケートの作成、実施、結果の報告
- ク 雨天時におけるイベント代替案の企画・開催・運営

(2) 広報に係る事項

- ア イベント広報用チラシの作成・印刷・発送（部数未定、安曇野市及び周辺市町村）
- イ WEBによる広報

第6 成果品

- (1) 委託業務完了報告書（本業務で実施した内容、開催の成果等）
- (2) 本業務で作成した広報素材及びアンケート結果
- (3) 納品期限 令和6年11月29日（金）
- (4) 納品場所 〒380-8570

第7 その他

- (1) 個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。また、事業の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (3) 本事業に関する所有権や著作権は原則として全て県に帰属すること。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等（以下「権利留保物」という。）に関する権利については、受託者に留保するものとし、この場合、県は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとすること。
- (4) 本事業は安曇野市の共催を予定しているため、会場の選定にあたっては、使用料の減免措置が受けられる会場の使用を検討すること。
- (5) 本業務に関する関係書類は、業務終了年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた解釈については、県と受託者双方で協議の上、県の指示に従うこと。